

鳥取県告示第622号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成23年11月1日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成23年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 免許番号 海区第15号
- 2 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- 3 免許の内容
平成23年鳥取県告示第521号(海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等の一部改正について。以下「免許内容告示」という。) 17(1)のとおり
- 4 制限又は条件
免許内容告示17(5)のとおり
- 5 存続期間 平成23年11月1日から平成25年8月31日まで